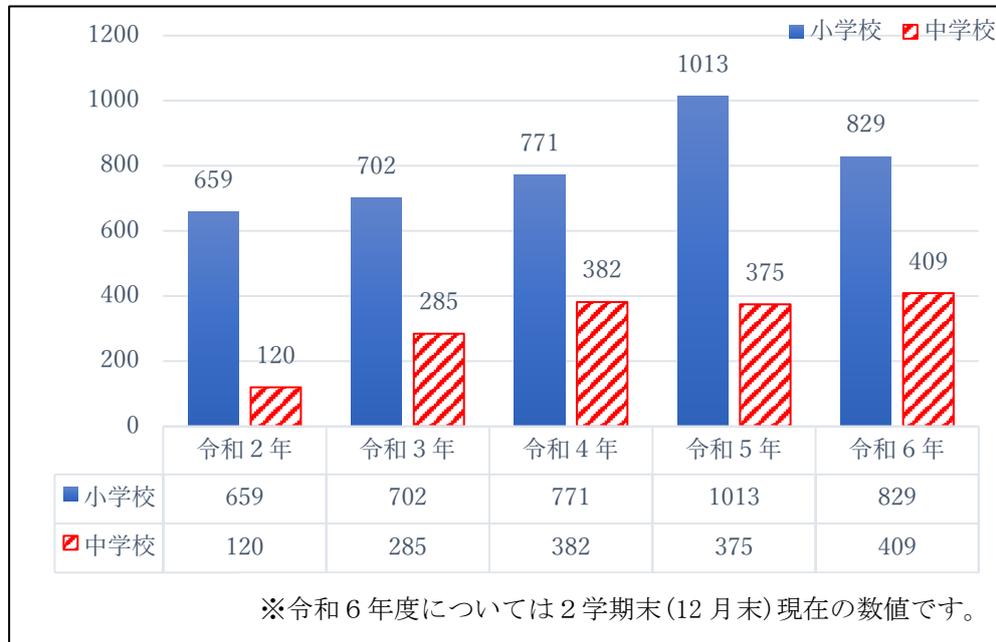


市内小中学校におけるいじめ認知件数等について

1、いじめ認知件数の推移について（過去5年分）



2、(教育委員会による) いじめ対応に係る取組

「いじめ問題対応研修」

- ・全教職員対象に年度当初に1回実施
- ・法の理解、いじめ定義の確認、いじめ認知のワーク等

「門真市いじめ問題
対策連絡協議会」

- ・関係機関と各校教員等で年2回実施
- ・各校の取り組み状況報告、関係機関との連携確認、関係機関との協議等

弁護士による「いじめ予防授業」

- ・児童生徒対象に実施(対象学年は各校による)
- ・スクールロイヤーによる出前授業

3、いじめを認知するタイミング

- 生活アンケート(いじめアンケート含む)(学期に1回実施) → 教育相談
- スクリーニングシートのチェック(SC、SSWとの連携) → ケース会議やカウンセリング
- 日頃から児童生徒の小さなSOSも見逃さない体制(SCによるSOSの受け取り方研修)
- 校内いじめ防止対策委員会の定期開催 → 組織対応(関係機関連携含む)
- 暴力行為等の問題行動報告の際にも、法をふまえた「いじめ」にあたるかどうかを判断